

企画提案公募型事業者選定実施要項

【中野区地域包括支援センター事業運営委託】

| | |
|--------------------|----------------------|
| 募集告知 | 令和8年 6月19日(金) |
| 事業者説明会 | 令和8年 6月26日(金) |
| 参加表明書等提出期限 | 令和8年 7月21日(火) 午後3時まで |
| 質問受付期限 | 令和8年 7月21日(火) 午後3時まで |
| 質問に対する回答 | 令和8年 7月28日(火) (予定) |
| 企画提案書等提出期限 | 令和8年 8月 4日(火) 午後3時まで |
| 応募者確定通知及びヒアリング実施通知 | 令和8年 8月12日(水) (予定) |
| ヒアリングの実施 | 令和8年 8月下旬(予定) |
| 選定結果通知予定日 | 令和8年 9月下旬(予定) |

〒164-8501 東京都中野区四丁目11番19号
中野区役所3階3番窓口
中野区地域支えあい推進部
地域包括ケア推進課

TEL 03-3228-5785

E-mail kikangatahoukatu@city.tokyo-nakano.lg.jp

1 趣旨

中野区では、平成18年4月から、地域における高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的に、地域包括支援センターを設置しています。

この度、民間事業者の創意工夫を生かした地域包括支援センターの運営を図るため、運営主体となる法人を募集いたします。

本募集については、応募者から提案された企画により事業者の選定を行う「企画提案公募型事業者選定方式」で行います。

2 中野区の地域包括支援センター設置方針

(1) 設置の目的

高齢者が、住みなれた地域で尊厳を持ち自分らしい生活を継続するためには、要介護状態にならないための予防対策から、高齢者の状況に応じた介護サービスや福祉サービスなど、さまざまなサービスを高齢者の状態の変化に応じ、切れ目なく提供することが必要です。

そのため、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務、介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）を一体的に実施する役割を担う中核機関として、地域包括支援センターを設置しています。（介護保険法 第115条の4 6 地域包括支援センターに定める施設）

(2) 設置の考え方

ア 設置・運営主体

地域包括支援センターは、区が委託する法人が設置・運営します。

イ 設置箇所

4つの日常生活圏域（中部、北部、南部、鷺宮）に9か所の地域包括支援センター（※）を設置します。

※令和8年4月1日時点では8か所ですが、令和9年4月1日に9か所目を開設します。

(3) 実施日等

ア 実施日・時間

月曜日～土曜日 8：30～17：00

【休業日】

(ア) 日曜日

(イ) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(ウ) 1月2日及び3日

(エ) 12月29日から同月31日まで

イ 24時間対応

アの規定にかかわらず緊急時の電話相談は、実施時間外及び休業日においても受け付けるものとします。

(4) 職員配置

ア 配置専門職種

・保健師その他これに準ずる者※1

・主任介護支援専門員その他これに準ずる者※2

・社会福祉士その他これに準ずる者※3

※1・2・3 その他これに準ずる者

「地域包括支援センターの設置運営について」（平成18年10月18日 老計発第1018001号、老振発第1018001号、老老発第1018001号、一部改正：平

成30年5月10日) 6 職員の配置等(1)センターの人員によるものとします。
※職員体制については、「中野区地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例(平成27年条例第12号)」によるものとします。

3 委託内容

中野区地域包括支援センター事業運営委託(詳細は「仕様書」を確認してください)

なお、企画提案にて本業務に有効な優れた内容があった場合は、契約締結時において仕様書に反映させるものとします。

ただし、そのことによって参加申込時に提示された見積金額が変更されることはありません。

4 委託期間

令和9年4月1日 ~ 令和10年3月31日

※本契約については、単年度の契約ですが、委託内容に沿った良好な運営を行っていることが判断した場合は、次年度以降について契約を更新することができるものとします(4回を上限とします)。

5 地域包括支援センターの名称、設置場所、担当地域及び設備等

次ページの一覧のとおりです。

なお、9か所目の地域包括支援センターの名称については、令和8年8月までに決定する予定ですので、現時点では「新地域包括支援センター」(仮称)と表記しています。

また、1法人が申し込み並びに受託できる地域包括支援センターは原則3か所までとします。

(1)名称、担当地域、高齢者人口、高齢化率

(高齢者人口と高齢化率は、令和8年4月1日現在)

| 名称 (生活圏域) | 担当地域 | 高齢者 人口 | 高齢化率 |
|--------------|---|-----------|-------|
| 南中野 (南部) | 南台全域、弥生町1丁目38番1~10, 24, 25号, 39番、弥生町2丁目36番7~9号, 37番5(一部), 9(一部)号, 40番8号, 41番8号, 43~53番、弥生町3~6丁目 | 6,968人 | 20.2% |
| 本町 (南部) | 弥生町1丁目1~37番, 38番11~23号, 40~60番、弥生町2丁目1~35番, 36番1~6, 10~15号, 37番1~4, 5(一部), 9(一部), 10~15号, 38, 39番, 40番1~3, 9~13号, 41番1~6, 10~21号, 42番 本町2丁目1~45, 52, 53番、本町3丁目1~26番、本町4丁目1~4, 6~48番、本町5・6丁目、中央3丁目30~36番、中央4丁目1~5番、6番1~12, 17~29号, 7~10番、中央5丁目1~19番, 20番1~6, 7(一部), 13~15号, 21番6~15号, 27番1~13, 25~34号 | 7,131人 | 18.7% |
| 東中野 (中部) | 本町1丁目1~14番, 15番1~6, 11~22, 25号, 16~32番、中央1丁目、中央2丁目7~23番、東中野1丁目、東中野2丁目1~8, 17~28番、東中野3丁目1~24番、東中野4・5丁目、上高田1丁目1番1~24, 26~44号, 2番1~12, 41~51号, 3番1~5号 | 6,021人 | 17.0% |
| 中野 (中部) | 中央2丁目1~6番, 24~59番、中央3丁目1~29, 37~51番、中央4丁目6番14, 15号, 11~43番, 44番1~4, 6~8, 10~17号, 45~58番, 59番1~12, 16号, 60, 61番、中央5丁目20番7(一部), 8~11号, 21番1~5号, 22~26番, 27番14~23号, 28~49番、本町2丁目46~51, 54番、本町3丁目27~33番、本町4丁目5番、東中野2丁目9~16, 29~36番、中野1丁目1~53番, 54番1~5, 9~13号, 55~63番、中野2丁目、中野3丁目1~33, 34番1~8, 12~19, 22~32号, 35~50番 | 6,527人 | 18.4% |
| 新包括 (中部) | 中野4~6丁目、上高田1丁目1番25号, 2番28~39号, 3番6~12号, 4~50番、上高田2~4丁目、新井1丁目1~35番、新井2丁目1~8番, 20~35, 37, 38番 | 6,472人 | 18.4% |
| 中野北 (北部) | 中野4丁目22番3号, 23番、新井1丁目36~43番、新井2丁目9~19番, 36, 39~51番、新井3丁目1~37番、新井4・5丁目、松が丘全域、江原町全域、江古田1丁目1~39番、野方1丁目1~35, 43~49, 54~58番、野方2丁目、大和町1丁目12~15番、大和町2丁目1, 2番、上高田5丁目 | 9,012人 | 19.7% |
| 江古田 (北部) | 新井3丁目38番、沼袋全域、江古田1丁目40~43番、江古田2~4丁目、丸山全域、野方3・4丁目、野方5丁目1~6番, 7番(1~4号を除く), 10~34番, 35番1, 2号、野方6丁目1~35番, 36番13~15号, 40番1~3, 15~22号, 41~44番, 45番11~17号, 47番1号, 48~51番、若宮1丁目7番10~14号, 8番8(一部), 9~13号, 10番, 11番5~15号, 12~16番, 24~27番 | 8,872人 | 21.5% |
| 鷺宮 (鷺宮) | 野方1丁目36~42番, 50~53番、野方5丁目7番1~4号, 8, 9番, 35番, 4~10号、大和町1丁目1~11番, 16~68番、大和町2丁目3~49番、大和町3・4丁目、若宮1丁目1~6番, 7番1~9, 15, 16号, 8番1~7, 8(一部), 14~19号, 9番, 11番1, 2号, 17~23, 28~59番、若宮2・3丁目、白鷺1丁目 | 6,890人 | 19.9% |
| 上鷺宮 (鷺宮) | 野方6丁目36番1~12号, 37~39番, 40番5~14号, 45番1~10号, 46番, 47番2~16号, 52, 53番、白鷺2・3丁目、鷺宮全域、上鷺宮全域 | 8,581人 | 21.1% |

注1：地域包括支援センターの追加に伴い、本町、東中野、中野及び中野北については、令和9年4月から担当区域が一部変更となります。(上記の担当区域は変更後のものです)

注2：東中野地域包括支援センター、新地域包括支援センター(仮称)及び中野北地域包括支援センターについては、一部の担当地域において圏域がまたがる区域があります。担当区域の地図については別紙1を確認してください。

(2) 設置場所

ア 担当区域内に業務可能な施設を法人の責任において設ける地域包括支援センター施設の設置・使用に伴う費用については法人の負担となります。

- ・本町地域包括支援センター 担当地域内に設置する

※令和11年度に区が指定する次の施設に移転いただく予定です。

移転予定地 鍋横区民活動センター 中野区本町4丁目44番内区有地

イ 区の指定する施設に設置する地域包括支援センター

- ・南中野地域包括支援センター 弥生町5-11-26 みなみらいず内
- ・東中野地域包括支援センター 東中野1-5-1
- ・中野地域包括支援センター 中央3-19-1 中部すこやか福祉センター内
- ・新地域包括支援センター 中野5-4-7 温暖化対策推進オフィス跡施設
- ・中野北地域包括支援センター 松が丘1-32-10 松が丘シニアプラザ内
- ・江古田地域包括支援センター 江古田4-31-10 北部すこやか福祉センター内
- ・鷺宮地域包括支援センター 若宮3-58-10 鷺宮すこやか福祉センター内
- ・上鷺宮地域包括支援センター 上鷺宮3-17-4 かみさぎホーム内

施設の状況により契約期間中に施設の設置場所が変更になる可能性があります。

(3) 事務室・設備等

施設の使用に伴う費用については法人の負担とします。また、業務に必要なパソコン等や備品類についても法人負担で設置してください。

ただし、次の備品及びシステムについては区から貸与します。

ア 備品

(ア) 要支援者台帳情報システム用パソコン 1台

(イ) 要支援者台帳情報システム用プリンター 1台

イ システム

(ア) 要支援者台帳情報システム

65歳以上の住基情報等を参照する際に使用します。

(イ) 地域包括支援センター業務支援システム

- ・総合相談の記録などを登録するシステムです。
- ・法人が設置する業務用パソコンを使用します。
- ・国保連請求やケアプラン作成に係る機能は実装していませんので、個別に介護ソフトを準備してください。

・区が指定する施設であってもインターネット利用に係る諸費用及び電話料金は法人の負担とします。

・区が指定する一部の施設では現在使用中の机・キャビネット等を貸与可能です。

・鷺宮地域包括支援センター及び新地域包括支援センター（仮称）については、机・キャビネット等の備品は法人負担で設置してください。

6 参考基準価格（非課税事業のため消費税不要）

| 名 称 | 参考基準価格 |
|-----------------|-------------|
| 南中野地域包括支援センター | 58,104,668円 |
| 本 町地域包括支援センター | 59,697,160円 |
| 東中野地域包括支援センター | 56,503,660円 |
| 中 野地域包括支援センター | 57,040,168円 |
| 新地域包括支援センター（仮称） | 55,975,668円 |
| 中野北地域包括支援センター | 66,084,160円 |
| 江古田地域包括支援センター | 64,491,668円 |
| 鷺 宮地域包括支援センター | 58,104,668円 |
| 上鷺宮地域包括支援センター | 65,019,660円 |

【参考】参考基準価格の構成

基本運営費のほか、地域包括支援センターの状況に応じて以下の加算を行っていることから、センターによって参考基準価格が異なります。

(1) 業務加算

ア 担当地域の高齢者人口（65歳以上）に応じた加算

| 加 算 価 格 | |
|------------------|------------|
| 6,500人～7,000人未満 | 1,064,500円 |
| 7,000人～7,500人未満 | 2,129,000円 |
| 7,500人～8,000人未満 | 3,193,500円 |
| 8,000人～8,500人未満 | 4,258,000円 |
| 8,500人～9,000人未満 | 5,322,500円 |
| 9,000人～9,500人未満 | 6,387,000円 |
| 9,500人～10,000人未満 | 7,451,500円 |

イ 担当地域の後期高齢者人口（75歳以上）に応じた加算

| 加 算 価 格 | |
|-----------------|------------|
| 4,000人未満 | 1,064,500円 |
| 4,000人～4,500人未満 | 2,129,000円 |
| 4,500人～5,000人未満 | 3,193,500円 |
| 5,000人～5,500人未満 | 4,258,000円 |
| 5,500人～6,000人未満 | 5,322,500円 |
| 6,000人～6,500人未満 | 6,387,000円 |

(2) 管理費（光熱水費相当分）

| 該当支援センター |
|---------------|
| 本 町地域包括支援センター |
| 東中野地域包括支援センター |
| 中野北地域包括支援センター |
| 上鷺宮地域包括支援センター |

- ※1 (1)業務加算は、契約年度の前年の9月1日現在人口を適用します（令和10年度契約は令和9年9月1日現在人口）。
- ※2 (2)管理費は、5(2)設置場所の変更により変わることがあります。
- ※3 参考基準価格とは、令和9年度委託経費の概算見積額です。令和9年度予算案が確定していないため、予定価格の提示はできません。令和9年度の予算が確定した段階において、契約金額が参考基準価格を下回る場合があります。
- ※4 本事業は、令和9年度一般会計予算案に計上する予定であり、議会の議決を得られることを条件として事業計画を定め、事業者選定を進めています。そのため、議決を得られないときには、委託を行わない場合があります。
- ※5 委託料に「指定介護予防支援事業所経費」は含みません。
- ※6 最低賃金改定率やその他の社会経済情勢を踏まえ、委託費の加算を行う場合があります。

7 応募資格

この企画提案公募型事業者選定に参加しようとする事業者は、下記要件をすべて満たしていなければならない、下記要件のいずれかを満たさなくなった場合、または応募書類に虚偽記載があった場合は失格とします。

- (1) 中野区の地域包括支援センターを適切、公正、中立かつ効率的に運営できる法人で、次のア及びイ両方の要件を満たすこと。
 - ア 令和9年4月1日の時点で、継続して1年以上介護保険事業所の運営実績があるもの。
ただし、福祉用具貸与・販売のみの事業所を除く。
 - イ 令和9年4月1日の時点で、直近10年以内の間に、継続して1年以上、介護保険法に基づく地域包括支援センターの運営実績があるもの
- (2) 当該地域包括支援センターに、指定介護予防支援事業者の指定を受け、協定を締結することができるもの
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項（契約締結能力を有しない者等）の規定に該当しないこと
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項（公の施設の設置、管理及び廃止）の規定により指定の取消しを受けたことがないもの
- (5) 介護保険法（平成9年法律第123号）第77条（指定居宅サービス事業者の指定の取り消し等）、第84条（指定居宅介護支援事業者の指定の取り消し等）、第92条（指定介護老人福祉施設の指定の取り消し等）、第104条（介護老人保健施設の許可の取り消し等）、の規定により指定取消しを受けたことがないもの
- (6) 中野区競争入札参加有資格者指名停止取扱要綱による競争入札参加資格の指名停止措置を受けていないこと
なお、契約締結日までの間に指名停止措置を受けた場合についても失格とする
- (7) 中野区契約における暴力団等排除要綱（2012年中野区要綱第148号）に定める入札参加除外の措置の要件に該当していないこと
- (8) 公租公課の滞納がないこと
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生

法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされていないこと。

8 質問及び回答

(1) 質問方法

所定の質問書（様式7）に質問の要旨を簡潔に記入し、中野区地域包括ケア推進課にメールで送信してください。

メールのタイトルは、「地域包括支援センター質問書（事業者名）」としてください。メール以外での質問は受け付けません。

メールアドレス：kikangatahoukatu@city.tokyo-nakano.lg.jp

(2) 質問期間 令和8年6月19日（金）から令和8年7月21日（火）午後3時まで

(3) 回答方法

質問の要旨と回答は、取りまとめた上で、令和8年7月28日（火）までに、参加表明書を提出した全ての事業者宛てにメールにて回答します。

9 募集説明会

応募を検討している事業者を対象に説明会を実施します。なお、参加は任意です。

(1) 開催日時 令和8年6月26日（金）10時00分から

(2) 場 所 中野区役所8階 801・802会議室（中野区中野4-11-19）

10 参加申込方法

この事業者選定への参加を希望する事業者は、下表に定めるところにより必要書類を添付し、申し込んでください。

| 提出書類 | 書式 | 部数 | 提出期限 |
|---|------|----|--------------------------|
| ①参加表明書 | 様式1号 | 1部 | 令和8年7月21日（火） （午後3時まで） |
| ②事業者申告書 | 様式2号 | 1部 | |
| ③事業者調査票 | 様式3号 | 1部 | |
| ④定款 | | 1部 | |
| ⑤法人の事業計画書 （令和8年度分、予算書含む） | | 1部 | |
| ⑥法人登記事項証明書 （履歴事項全部証明書）（提出日3か月以内に発行されたもの） | | 1通 | |
| ⑦印鑑登録証明書 （提出日3か月以内に発行されたもの） | | 1通 | |
| ⑧法人事業税の納税証明書 （直近3か年のもの原本） | | 1通 | |
| ⑨法人税の納税証明書 （直近3か年のもの原本） | | 1通 | |

| 提出書類 | 書式 | 部数 | 提出期限 |
|--|--|--------------|-------------------------|
| ⑩決算書類 (直近3か年分の貸借対照表、損益計算書等の写し)(※注1) | 1通 | | 令和8年8月4日(火) (午後3時まで) |
| ⑪参加申込書 | 様式4号 | 1部 | |
| ⑫企画提案書 | 様式5号 (表紙・本文・企画提案書) 様式5-1～6号(※注2) | 正本1部 副本7部 | |
| ⑬見積書(※注2) | 様式6号 | 1部 | |

※注1

【社会福祉法人等】

(貸借対照表、資金収支計算書、事業活動収支、決算付属明細表、財産目録、財務諸表の注記、監事監査報告書を含む)

【株式会社等】税務署に提出した申告書類一式の写し等

(事業報告書、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、キャッシュフロー計算書、販売費・一般管理費等決算に係る書類)

※注2

複数か所の地域包括支援センターを申し込む場合は、希望施設ごとに1部提出してください。

(1) 提出先及び提出方法

中野区地域包括ケア推進課(中野区役所3階3番窓口)まで、開庁時間内(土曜日・日曜日・休日を除く日の午前8時30分から午後5時まで)に持参してください。ただし、提出期限日は午後3時までとします。郵送、ファクシミリ、メールでの提出は不可となります。応募申請書類の提出にあたっては、持参いただく日時を事前にご連絡ください。

(2) 注意事項

- ア 所定の様式は、中野区ホームページからダウンロードして作成してください。
- イ 指定がある場合を除き、様式に添付する資料は認めません。
- ウ 参加表明書の提出がない場合は、参加申込をすることができません。
- エ 契約の締結にあたっては、区指定の標準約款を使用します。

(3) 応募資格審査結果

前記「10 参加申込方法」の①～⑩の書類をもとに応募資格の審査を行います。審査結果は令和8年7月28日(火)までに参加表明書に記載された電子メールアドレス宛に通知します。

なお、審査に当たり、提出書類の内容について確認させていただく場合があります。その際は中野区からの連絡に速やかに対応できる体制を整えていただきますようお願いいたします。

(4) 企画提案書作成上の注意事項

- ア 「企画提案書」は本件に係る審査結果を公表後、結果の如何に関わらず、閲覧の用に供することとなります。したがって、閲覧されることを前提に、法人等の不利益となる、また

はそのおそれのあるものについては記載しないでください。

イ 「企画提案書」は、様式5号を使用し、A4判縦左綴じ（ホチキス等）で作成した上、正本1部、副本7部を提出してください。

ウ 表紙は、正本のみ応募者名を記載し、副本には応募者名を記載しないでください。本文には、正本、副本ともに、応募者名、人名及び応募者名を類推できるような記載をしないでください。例えば、会社のロゴマーク、応募者の職員氏名、応募者が受託している業務実績などの記述なども含まれます。

エ 特段指定をするもの以外に固有名詞などの記載や個人を識別できるような写真の掲載は控えてください。なお、そのような記載があった場合は、受理しない場合があります。

オ 文字の大きさは、10.5以上12ポイント以内とし、表紙を除いた本文全体で10ページを超えないように作成し、表紙を除いた本文全体にページ番号を付してください。

カ 企画提案書は、表紙のみ片面印刷、その他は両面印刷してください。複写をすることがあるため、クリアファイル、紙ファイル等を使用しないでください。

11 選定方法

(1) 地域包括支援センター運営法人候補者の選定

地域包括支援センター運営法人選定委員会の審査を経て、運営法人候補者を決定します。

ア 選定方法

企画提案書等の提出書類に基づき、下記審査基準により審査し、業務履行能力、事業者の信頼性及び社会性の各評価点を算出し、その合計点の高い者から順に契約交渉順位を定めます。書類審査とヒアリングのほか必要に応じて既存事業所の視察を行うことがあります。また、区が必要と認める場合には応募申請書類以外の書類の提出を求めることがあります。

イ 審査基準

別表「評価基準表」のとおり

■評価点合計 70点

| ① 技術力・業務遂行能力 | | 実績 | ② 信頼性・社会性 | ③ 価格 |
|--------------|-------|----|-----------|------|
| 企画提案等による評価 | | | | |
| 書類審査 | ヒアリング | | | |
| 39点 | 15点 | 6点 | 7点 | 3点 |

※価格点=50×(1-見積額/(各施設の参考基準価格)円) なお、複数施設を指定する場合は両施設の見積額、指定した施設の参考基準価格の合算額にて算出する。

※ただし価格評価点の上限は3点とする

ウ ヒアリングの実施

参加申込者の企画提案の内容、履行能力及び意欲等を評価するため、下記日程によりヒアリングを実施します。

(ア) ヒアリング実施通知の発送日 (予定)

令和8年8月12日(水)

(イ) 実施予定日

令和8年8月下旬予定

(ウ) 場所

中野区役所

詳細は別途通知します。ヒアリングに参加できない場合は失格とします。

(2) 契約締結候補者の決定

契約交渉順位の上位者から順に、企画提案書において選択した地域包括支援センターの契約締結候補者（以下「契約締結候補者」とする。）として決定します。

ア 最上位者を契約締結候補者として決定します。

イ 第2順位者を、契約締結候補者として決定します。ただし、第2順位者は上位者が選択した地域包括支援センターの契約締結候補者となることはできません。

ウ 第3順位以下の者も、②と同様の手順で契約締結候補者として決定します。ただし、上位者による選択状況によっては、全ての地域包括支援センターが選択され、これを選択できない場合があります。

エ 全ての順位者の選択が終了しても選択されていない地域包括支援センターがある場合、再度交渉順位最上位者より選択を行います。

なお、有識者（中小企業診断士）からの意見聴取の結果、あるいは当該事業者の辞退等の理由により契約が締結できない場合は、次順位の交渉順位者を契約締結候補者とします。

(3) 失格とする場合

前記「6 参考基準価格」の見積額が参考基準価格を超えている場合、「7 応募資格」の要件を満たさなくなった場合のほか、企画提案等による評価基準表の書類審査及びヒアリング審査による評価点（18項目）合計が18点未満であるか、もしくは、同書類審査13項目のうち、1点未満の項目が2つ以上ある場合は契約交渉の相手方としません。

(4) 地域包括支援センター運営協議会による運営法人候補者の協議

地域包括支援センター運営法人選定委員会の審査を経て決定した運営法人候補者は、運営協議会で協議したのち、地域包括支援センター運営法人として決定します。

(5) 審査結果の通知

運営法人の決定を行ったときは速やかにその結果をすべての応募者に文書により通知します。

(6) 運営法人選定結果の公表

法人の応募状況や、手続の経過及び選定結果は区民等に公表する場合があります。

1.2 引き継ぎ・準備について

令和9年4月1日より運営開始できるよう、令和8年11月から令和9年3月31日までの期間に開設準備及び引き継ぎを完了させてください。

当該期間に係る準備委託契約は令和8年10月に締結させていただく予定です。

スケジュール等の概要については、別紙2をご確認ください。

1.3 関係法規の遵守

業務を遂行する上で、「中野区地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例（平成27年条例第12号）」、「中野区地域包括支援センター事業実施要項（平成18年要綱第57号）」、およびその他関連する法規を遵守してください。

1.4 その他

(1) この事業者選定の参加に必要な経費は、参加申込者の負担とします。

(2) 提出書類の取扱いは、以下のとおりとします。

ア 区は、提出書類をこの事業者選定以外の目的で使用せず、また、当該参加者に無断で公表しません。ただし、提出された書類について、情報公開請求があった場合は、中野区区政情報の公開に関する条例に基づき公開します。著作物については、公開に同意したものとみなします。

なお、企画提案書の取扱いについては、前記「10 参加申込方法(4) 企画提案書作成上の注意事項」に記載したとおり、審査結果公表後に閲覧の用に供することとなるので、そのことを踏まえた上で応募してください。

イ 提出された書類は返却しません。

ウ 区は、この事業者選定に必要な範囲で提出書類を複写することがあります。

エ 提出期限後の提出書類の差し替え又は再提出は認めません。

(3) この事業者選定において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得ようとした者は失格とします。

(4) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標特権の日本国および日本国以外の国の法令に基づき保護者される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた一切の責任は、当該参加事業者が負うものとします。

(5) 提出書類に重大な不備又は虚偽の記載があった場合は、申込みそのものを無効とします。

15 問い合わせ

中野区地域支えあい推進部地域包括ケア推進課

中野区中野4-11-19 中野区役所内 3階3番窓口

電話 03-3228-5785

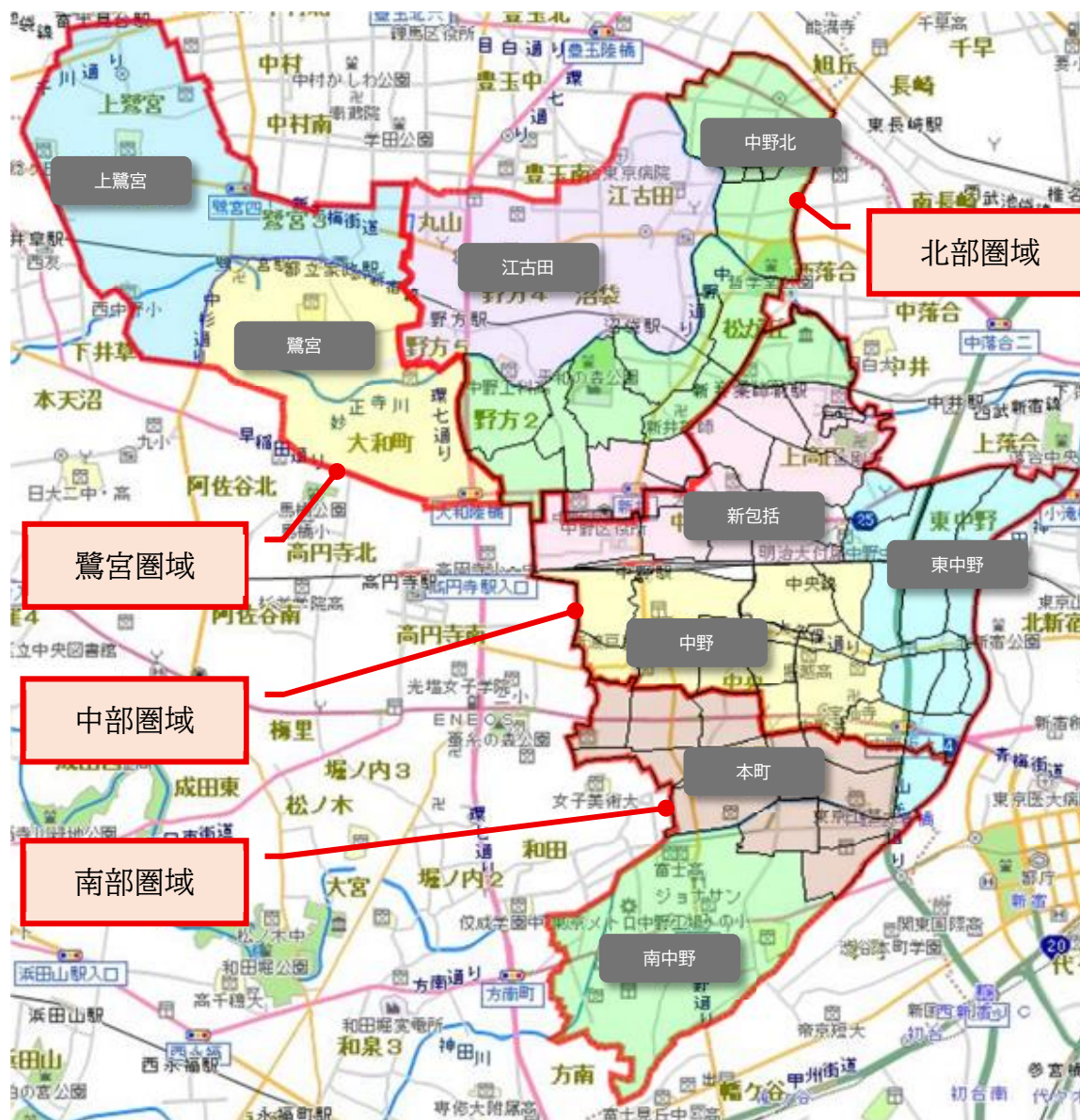
メールアドレス kikangatahoukatu@city.tokyo-nakano.lg.jp

- ・赤枠部分は日常生活圏域です。(4 圏域)
- ・網掛け部分が各地域包括支援センターの担当区域を表しています。(9 か所)
- ・次の地域包括支援センターは圏域をまたがって担当区域を設定しています。

■中野北地域包括支援センター
北部圏域 + 中部圏域 (上高田の一部)

■新地域包括支援センター (仮称)
中部圏域 + 北部圏域 (新井の一部)

■東中野地域包括支援センター
中部圏域 + 南部圏域 (本町の一部)



準備委託期間における作業概要

<作業概要>

- ① 事務室の環境整備（パソコン、複合機、机、キャビネット等の備品等の準備、電話インターネット回線契約、介護ソフトの契約など）
- ② 相談記録の引き継ぎ
- ③ ケアプラン等の引き継ぎ
- ④ 法人変更に伴う利用者との契約締結業務
- ⑤ 業務習得、研修受講

※①の作業に伴う新地域包括支援センターの事務室への入室可能時間は、原則平日及び土曜日の9時～17時です。
準備委託契約の範囲は②～⑤です。詳細は令和8年10月締結予定の契約書に記載します。

| | | 準備委託契約 | 令和8月 | | | 令和9年 | | | |
|---|--|-----------|------|------|-----|------|-----|----|------|
| | | | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 |
| 新地域包括支援センター受託法人 | | あり | 契約締結 | ① | | | ②～⑤ | | 運営開始 |
| | | | | | | | | | |
| 担当区域の変更があるセンターの受託法人 (本町、東中野、中野、中野北) | | 受託法人の変更あり | あり | 契約締結 | | | ②～⑤ | | 運営開始 |
| | | 受託法人の変更なし | あり | 契約締結 | | | ②～④ | | 運営開始 |
| 担当区域の変更がないセンターの受託法人 (南中野、江古田、鷺宮、上鷺宮) | | 受託法人の変更あり | あり | 契約締結 | | | ②～⑤ | | 運営開始 |
| | | 受託法人の変更なし | なし | | | | | | 運営開始 |